

塩釜国際交流協会 会則

(名称)

第1条 本会は、塩釜国際交流協会と称する。

2 本会の英語表記は、Shiogama International Association とし、略称を SIA とする。

(目的)

第2条 本会は、塩釜近郊における国際交流を主たる活動として会員相互の親睦ならびに研鑽をはかることを目的とする。

(活動の種類)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の交流活動を実施する。

- (1) 異文化交流・イベントの実施
- (2) やさしい日本語の学びあい促進

(会員等)

第4条 本会には、会員、登録者及び寄付者を置く。

2 会員は、本会の目的に賛同し、入会申込書を提出し、第6条に定める会費を納入した者とする。

3 登録者は、本会の活動への参加を希望し、所定の登録を行った者とする。

4 寄付者は、本会の目的に賛同し、本会の活動を **寄付その他の方法により支援する者**とする。

5 会員は、総会において議決権を有し、本会の運営に参画することができる。

6 登録者及び寄付者は、希望により本会の活動に参加することができる。ただし、総会における議決権その他会員に付与される権利を有しない。

7 登録者又は寄付者は、会員となることを希望するときは、入会申込書を提出し、第6条に定める会費を納入することにより、会員となることができる。

8 会員、登録者及び寄付者に関し必要な事項は、別に定める。

(退会等)

第5条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 第7条第2項に定める納入期限から1年以上会費を納入しないとき。
- (3) 本会が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

3 登録者は、本人から登録終了の申出があったときは、登録を終了するものとする。

4 登録者については、一定期間活動への参加がない場合その他登録を継続する必要がないと認められる場合は、登録を終了することができる。

5 登録者の登録期間その他登録の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(会費)

第6条 会員は、次の各号で定める会費を納入するものとする。(年会費)

- (1) 個人会員 2,000 円
- (2) 法人会員 10,000 円

(経費)

第7条 本会の運営に要する経費は次の各号をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金

(3) その他の収入

2 会費は、本会総会が開催された月の末日までに納入するものとする。

3 会費は、第4条4項（新たに会員となるもの）を除き、原則本会が指定する口座へ会員が直接振り込むものとする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(役員)

第9条 本会に会長を置く。

2 本会には、必要に応じて、副会長、会計、書記、庶務、監査及び顧問を置くことができる。

3 役員は、会員の中から総会の承認を得て選任する。

4 会長は、役員会において役員の互選により選任する。

5 役員が会長のみである場合その他役員会を構成できない場合は、会長は総会において選任する。

6 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

7 副会長その他の役員は、会長を補佐し、それぞれ担当する会務を処理する。

8 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は年1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

(役員会)

第11条 役員会は役員を持って構成する。

2 本会の運営に必要なことは、役員会で協議する。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、会長指定の場所に置くこととする。

(所在地)

第13条 本会の所在地は、会長宅に置く。

(設立月日)

第14条 本会の設立月日は、平成7年1月7日とする。

附則

【改定履歴】

平成31年4月6日

令和6年(2024年)年5月12日

第3条(活動の種類)、第4条(会員)、第5条(退会)、第7条(経費)、第9条(役員)、第10条(総会)、第13条(所在地)の改定、および第14条(設立月日)の追加

令和8年(2026年)7月1日

第1条(名称)、第4条(会員等)、第5条(退会等)、第9条(役員)